相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区永田北二丁目三五〇番地、最後の住所横浜市南区永田北二丁目一三番一二号　被相続人　亡　中島　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十八日

横浜市中区山下町二〇七関内ＪＳビル八階　相続財産管理人　弁護士　原田　雅紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市高下西町一二〇〇番地五、最後の住所川崎市高津区蟹ヶ谷六二番地一　バルミー日吉九〇二　被相続人　亡　恩田　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十八日

川崎市川崎区榎町一番一号　川崎センタービル六階　川崎総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菊池　博愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田五丁目一三五番地、最後の住所横浜市港北区大豆戸町五七二番地五　新横浜さわやか苑　被相続人　亡　秋山　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十八日

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二　ＴＳプラザビル一三階　相続財産管理人　司法書士　大橋　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区大島四丁目一六番地一、最後の住所川崎市川崎区大島四丁目一五番九号　被相続人　亡　千同八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十八日

川崎市幸区幸町二丁目六九〇番地九ヴィラ多摩川一〇二　金川昌平法律事務所　相続財産管理人　弁護士　金川　昌平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市南区高井興野三九七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　星野　トヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十八日

事務所新潟県燕市殿島一丁目一四番四一号　相続財産管理人　司法書士　関川　治子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美郡川北町字中島ワ一六四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森田　重郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十八日

石川県金沢市大手町九番二九号　相続財産管理人　弁護士　小島　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字辰野一七九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十八日

長野県上伊那郡辰野町大字平出二三七九番地四　相続財産管理人　川村　和康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市橋尾町欠下八番、二四番一合併地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　壽弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十八日

愛知県豊橋市中柴町七四番地丸美ロイヤルマンション中柴二階　相続財産管理人　弁護士　小林　大悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市西土佐奥屋内六七五番地、最後の住所高知県四万十市具同田黒二丁目一〇番二七号　被相続人　亡　馬野　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十八日

高知県四万十市中村大橋通六丁目七番九号　相続財産管理人　司法書士　矢野　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県行橋市大字長江二二〇一番地一、最後の住所福岡県京都郡苅田町大字集二五〇八番地六　被相続人　亡　前野圭一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月十八日

大阪府箕面市船場東一丁目一〇番九号　株式会社アイウェアラボラトリー　代表取締役　木村　幸三

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
原神　敬計　兵庫県尼崎市杭瀬本町三丁目三番一五号	普通株式一〇〇株	一Ｅ〇〇〇九
濱名　昌美　兵庫県尼崎市常光寺一丁目六番一五号	普通株式五〇株	一Ｃ〇〇二一～一Ｃ〇〇二五

平成二十八年十月十八日

福岡県行橋市中央二丁目一番二号　相続財産管理人　弁護士　古賀　貴士

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十月十八日

一、墳墓等所在地　東京都港区六本木四丁目一番九号

一、墳墓等の名称　地済院東京墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳（開山塔）三名、不詳（高山家）四名

一、改葬を行おうとする者　千葉県鴨川市代三三〇　宗教法人地済院　住職　和賀　紳城

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十八日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号　東日本木材業厚生年金基金　代表清算人　打越　芳男